報告番号 甲 乙 第 号 氏 名 ドルネッティ・フィリッポ

主論 文題名:

満州国協和会による地域支配と農民社会 一土地問題・恩顧関係・開墾過程の変動―

(内容の要旨)

本論文では、農村史と地域史の視点から 1930 年代満州国協和会の組織的な特徴、被 統治民族の加入メカニズムと関連させて農村社会における協和会の活動内容とその歴史 的な意味について考察した。従来、協和会の組織的な変遷に焦点を当てた鈴木隆史と平 野健一郎の研究は、「満州国」や協和会中央本部の政策的な推移を重視して、満州国協 和会が同組織の官僚化の過程によって同志的団体から「国民組織」へと再編されたと指 摘した(以下「満州」と「満州国」の「」は省略して表記する)。そして同研究は、経 済統制政策が実施されてきた 1936 年以降には、行政権力機構と協和会との二位一体制 の確立を通じて、大政翼賛会に類似した満州国の戦時ファシズム支配の組織的基盤にな った、という協和会に関する通説的な歴史像を提供してきた。他方、1980年代以降に満 州国の地方統治機構について論じた研究は、地域社会における協和会の活動の実態に焦 点を当てることで、従来の協和会の歴史像を修正した。塚瀬進は農村社会における協和 会の活動が事実上に開始したのはその設立直後ではなく、30年代後半であったと指摘し た上で、同組織の浸透程度の限界を強調した。さらに、満州国の地方行政の変遷とその 制度的な特質を解明した奥村弘の研究によれば、協和会が 1937 年に導入された街村制 の指導・育成の地位を占めたが、国民隣保組織が確立された 1940 年代には協和会が地 方統治制度から事実上に排除されたということであった。

近年の実証的な研究を踏まえて、本研究は農村社会における協和会の浸透過程の実態とその歴史的な意味を改めて考察することによって、変わりつつある協和会の「歴史像」を再検討してきた。本論文の課題は、協和会への被統治民族の加入メカニズムと関連させ、協和会組織末端の官僚と農村部の会員のそれぞれの意識・行動の視点から、満州国協和会の活動を歴史実証的に解明するものである。具体的には、協和会末端の活動の軌跡に焦点をあて、①県レベルの組織指導者がどのように会員を獲得していたのか、②被統治民族の農民が協和会を如何に意識し、協和会活動が農家経済に対していかなる意味を持っていたのかを検討した上で、③農村社会への協和会の浸透と満州国による農業経済政策に対する同組織関与の実態を明らかにする。奉天省撫順県の協和会を事例として考察することによって、農村社会における満州国の統治機関の具体像を浮き彫りにした。

農村社会への満州国協和会の浸透過程の動態を解明するに当たって、被統治民族の農民 が末端の協和会へどの程度加入したか、彼らがなぜ協和会に加入したかを解明すること は、本論文の特徴である。特に、中国東北部の農業史・移民史を踏まえ、土地の権利関 係(第1章)と家族形態(第2章)を長期間的に検討した上で、協和会会員になった農 村有力者、小規模の土地所有者、朝鮮人小作人(第4章)は、協和会をいかに認識した ことを解明してきた。第1章で明らかにしたように、清末・民国期における土地税制度 改革が実施された結果、土地売買契約と地券に基づいた土地所有保証の二重構造が成立 した。以上の新たな土地所有保証の成立は二つの結果をもたらした。第一に、土地所有 保証としての地券の多様な問題のため、土地所有はさらに不安定になった。第二に、こ うした土地所有の公証制度が確立する中、地券の適切な鑑定を行えた奉天省政府の土地 整理事業機関と植民地支配機関は紛争の調停事業を担当することになった結果、紛争調 停から排除された農村有力者は農村における権力関係の一つの柱を奪われた。第2章で は、農家の分家発生度の変容を注目して、19世紀末~20世紀前半の長期間にわたって 満洲の家族の展開と小農の形成を再検討する。本章で解明したように、1910~40 年代 間の撫順県において見られた所有地の小規模化の傾向は以下の二条件で発生した。すな わち、第一に清末・民国期の土地税制改革の実施による官地の民営化によって小規模の 土地所有が公認されたことで、土地測量の進展にともない、土地調査による土地分割実 態の把握が深化したことである。第二に、清朝末の八旗制度の解体による長男子相続制 の停滞、分家の自由化、農家の流動性の増加は 19 世紀末から家族分割の発生度の上昇 を引き起した。家族の分家の進展は、撫順県を含めて近代中国東北部における土地小規 模化の重要な要因であった。こうした 20 世紀前半における土地所有の小規模化は、農 村の階層関係の画期的な展開を反映していた。分家の際に決定された家産の分割のため、 草分農家の経済的基盤は著しく縮小した。

本論文では、協和会の浸透程度という課題を検討する際、協和会運動の先進地域といえる奉天省撫順県の事例を取り上げて、協和会会員の大半をしめた被統治民族の加入メカニズムを、組織末端の会員と活動に焦点を当てて内在的に検討してきた。撫順県は満州において協和会運動がもっとも典型的展開した地域の一つであり、他地域のモデル・ケースとして扱われていた。そこで、第3章では、満州国協和会の組織末端に関する検討を、撫順県の事例を中心にややくわしく行った。撫順県協和会への多数の農民加入の背景には、多様な主体の動向があった。第3章で解明したように、統治側では、協和会に協力した撫順実業会は大豆の出回りを拡大しようとしたが、撫順炭礦は1932年の反満抗日ゲリラの攻撃のあと、治安の回復と維持を目指した。農村側では、村内有力者は協和会との協力によって動揺してきた権力関係の安定化を求めたが、そして小規模の土地所有者は不安定な経済的な状況の中、農家経済の経営改善など「公益」的政策を掲げ

た協和会に積極的に参加した。協和会と被統治民族との間の接触は農村内の権力関係を再生産し、撫順県協和会のリーダー・丸川順助を中心にした恩顧主義的な関係の形をとった。

山本有造は、日中戦争期の満州国における農業生産が拡大傾向を見せたことを明らか にした。以上の満州国の統制経済の再検討の上に、戦時体制下の日本と中国との間の「提 携」の場所として機能した地方商工業団体、中間団体が中国東北部経済にいかに寄与し ていたかは、近年重要な課題となった。第4章では、近年の太平洋戦争期の満州国にお ける農作物集荷「満州産業開発五カ年計画」の軍需品の対象となる米に焦点を当て、満 州国の経済政策の実施に対する協和会の活動の意味という課題を取り上げた。第4章で は、1910年代から1940年代にかけての中国東北部における水田化の実態と農業用水利 経営を規定する制度的展開の特徴を、河川の自然的条件にも留意して明らかにした。特 に 1930 年代の撫順県において満州国下の水利組合の設置過程を明らかにし、地方の水 田化に対する水利組合の役割について考察した。本章が明らかにするように、1910・20 年代には奉天省公署が奉天省水利局を設立して水利局が主導する農業用水利運営制度を 確立したが、満州国設立直後には、水利局が廃止され撫順県では協和会の指導の下で農 業用水施設の自生的な運営(水利組合)が試行的に導入された。しかし、河川治水事業 の限界と協和会が指導する水利組合の営業問題のため、1940年代に入ると治水と農業用 水経営は中央主権化の途を辿った。以上、協和会運動内の農業などの技術的な限界のた め、協和会運動は満州国の経済政策の実施過程に十分に寄与できなかったことが結論で きる。

第5章では撫順県協和会の組織的な特徴と農村社会における撫順県協和会の地域的展開の在り方を、通化省輯安県、吉林省楡樹県、濱江省雙城県の3県を対象に比較分析を通じて再検討して、撫順県の事例はどの程度一般化できるかを展望した。協和会への組織化は、満州国行政権力のみではなしえない、その地方の解決の難しい社会問題や紛争の調停への「解決」能力にかかっていたことは、すべての県に共通にみられる。ただし、撫順県を除くと、協和会運動は満州国の地方行政組織の補完的機能をはたしていたことが明らかになった。このように第五章では農村社会への協和会の浸透過程の多様性が浮び上がった。